



*Alice Corp. v. CLS Bank Int'l*事件の影響：  
35 U.S.C. § 101に基づく特許適格性に関する  
「抽象概念」の例外における最近の進展

---

2015年2月

## Alice事件の分析: 2つのステップ

---

- 本分析の**第1ステップ**とは、対象クレームが「抽象概念」に関するものであるかどうか判断することである。
- 対象クレームが「抽象概念」に関するものであるとされた場合、本分析の**第2ステップ**とは、対象クレームに、抽象概念を特許適格性のある適用に変換させるのに充分である「発明概念」を構成する追加要素が記載されているかどうか判断することである。最高裁判所は、*Benson*事件、*Flook*事件、*Bilski*事件の各判決の対象クレームが抽象概念を記載していると

## Alice事件の分析: 抽象概念

---

### 抽象概念とは?

- 最高裁判所は、明瞭な手引きを提示しておらず、「「抽象概念」のカテゴリーの範囲を厳密に定める」ことを明確に拒否した。
- 同裁判所は、*Benson*事件、*Flook*事件、*Bilski*事件の各判決の対象クレームが抽象概念を記載しているとした。
- *Alice* 事件の対象クレームは、第三者を介在させる金融取引が「商業制度における長年広く実施されてきた基本的な経済業務」であるという点で、*Bilski*事件に類似しているため抽象的であるとされた。
- 同裁判所は、「抽象概念」の例外は「人間の行動とは離れて存在する既存の基本的事実」に限られるべきであるというAlice社の主張を拒絶した。

## Alice事件の分析: 変換的な発明概念

---

対象クレームが抽象概念に関するものである場合、該当概念を特許適格性のある適用の概念に変換させるのに充分である発明概念を含んでいるか。

- 「該当[不適格な概念]そのものについての」特許を超える「発明概念」があるか。
- 最高裁判所は、過去の判決の観点から本ステップについて説明した。
- Mayo事件のクレームは、高度なレベルの一般性で指定された従来のステップを抽象概念に単に追加するものであったため、変換的な発明概念とはならなかった。

## Alice事件の分析: 変換的な発明概念

---

- *Benson*事件と*Flook*事件のクレームでは、従来のコンピュータで特許適格性のない数式を実施することが示されていたため、変換的な発明概念が含まれていなかった。
- *Diehr*事件とは、抽象概念に関するクレームが変換的な発明概念を含むとされた唯一の事件である。
- *Diehr*事件のクレームでは、タイヤ金型内での特定の場所における温度データを利用して特許適格性のない数式を実施することにより、合成ゴムの硬化時間をより正確に判断できるようにしたため、これらのクレームには特許適格性があった。

## Alice事件: 概略

---

- 最高裁判所は、第三者を介在させる金融取引は、「商業制度における長年広く実施されてきた基本的な経済業務」であるため、「抽象概念」であるとした。
- Alice事件のクレーム中のコンピュータ実施は、方法の特許適格性があるものとするのに十分な「発明概念」を追加していなかった – 従来のコンピュータで「そのメソッドを適用すること (apply it)」のみが記載されていた。
- 非メソッドクレームにおいて、追加限定は、メソッドを特定の技術環境に関連付けしていたにしか過ぎない – すなわち、コンピュータによる実施にしか過ぎない。
- 3名の裁判官は、どのビジネスメソッドにも特許適格性がないとみなすべきであると意見を述べた。

## Alice事件後の連邦巡回の事件

---

- *Planet Bingo v. VKGS*事件(2014年8月26日) (本件は、*Alice*事件と*Bilski*事件と類似しており、ビンゴゲームのコンピュータ利用管理に関するクレームは、一般のコンピュータ実施を伴う抽象概念であるため、特許適格性がないとされた。)
- *Digitech Image Tech v. Electronics For Imaging*事件(2014年7月11日) (画像データ処理の方法クレームには、特許適格性がないとされた。クレームは、「抽象的であり、広範囲に及ぶ」ため、その概念の全使用を除外することになるからである。)

## Alice事件後の連邦巡回の事件

---

- *BuySafe v. Google*事件(2014年9月3日) (「コンピュータとネットワークの利用により公知の商業取り決めに形成している」にしか過ぎないとして、当事者のオンライン取引の実行を保証するクレームには、Alice事件と*Bilski*事件に基づき、特許適格性がないとされた。)
- *Ultramercial, Inc. v. Hulu, LLC*事件(2014年11月14日) ((i) 多数の限定を示す概念が、無料の内容を表示する前に宣伝を表示するという抽象概念を描写しているにしか過ぎない、かつ (ii) 活動ログを更新し、消費者からの宣伝閲覧リクエストを要件とし、一般アクセスを限定し、インターネットを利用する解決以外のステップは、抽象概念を特許適格性のある内容に変換していない - 実務者に抽象概念を従来の普通の活動により実施するように指示しているにしか過ぎないからである。



## Alice事件後の連邦巡回の事件

---

- **DDR Holdings, LLC v. Hotels.com事件(2014年12月5日):**
  - 最高裁判所は、クレームがAlice事件の分析の第一ステップに基づく抽象概念に関するものであるかどうか特に判断しなかった。その代わりに、同裁判所は、クレームが抽象概念に関するものであったとしても、クレームにはAlice事件の分析の第二ステップに基づく抽象概念の特許適格性のある適用が記載されているとした。
  - 同裁判所は、クレームは「インターネット創設以前の世界から周知であった何らかの商業業務の実施を記載して、それをインターネットで実行する要件を記載しているにしか過ぎないのではない」と論じた。更に、「クレームに記載の解決法は、コンピュータネットワークの分野で特に起こる課題を克服するため、コンピュータ技術に必ず定着している」と論じた。
  - 同裁判所は、対象クレームが「インターネットを利用しての相互作用を、所望の結果をもたらすためにどのように処理するかを示すものである。その結果は、ハイパーリンクをクリックすることにより通常開始される一連の従来の普通のイベントをオーバーライドする結果である」と論じて、 *Ultramercial*事件における対象クレームを区別した。

## Alice事件の観点に基づくUSPTOの指示書

---

- 2014年12月16日、USPTOは、包括的な「内容が特許適格であるかどうか判断するための暫定審査指示書(Interim Guidance on Patent Subject Matter Eligibility)」を公表した。
- 今のところ、USPTOは、特許適格性がない抽象概念をAlice事件に記載されている次のカテゴリーのみに限定しているように思われる:
  1. 基本的な経済業務;
  2. 人間活動の特定の編成メソッド;
  3. 概念そのもの、および
  4. 数学的関係と数式。

## Alice事件の観点に基づくUSPTOの指示書

---

- 指示書では、抽象概念を特許適格性のある内容に変換することができる3つの非常に幅広いカテゴリーが提案されている:
  1. 他の技術もしくは技術分野における向上;
  2. コンピュータそのものの機能の改良; および
  3. (例えば、コンピュータによる実施等の)抽象概念の利用を特定の技術環境と一般的に関連付ける以上の意義のある限定。

## Alice事件の観点に基づくUSPTOの指示書

---

- 2015年1月27日、USPTOは、Alice事件の分析に基づき、特許適格性があるとみなされるコンピュータで実施されるクレームの例(4つの例)と特許適格性がないとみなされるコンピュータで実施されるクレームの例(4つの例)を発表した。

## Alice事件の観点に基づくUSPTOの指示書

---

- 例 1 – 電子メッセージから悪質なコードを隔離し削除する

1. A computer-implemented method for protecting a computer from an electronic communication containing malicious code, comprising executing on a processor the steps of:

- receiving an electronic communication containing malicious code in a computer with a memory having a boot sector, a quarantine sector and a non-quarantine sector;
- storing the communication in the quarantine sector of the memory of the computer, wherein the quarantine sector is isolated from the boot and the non-quarantine sector in the computer memory, where code in the quarantine sector is prevented from performing write actions on other memory sectors;
- extracting, via file parsing, the malicious code from the electronic communication to create a sanitized electronic communication, wherein the extracting comprises
  - scanning the communication for an identified beginning malicious code marker,
  - flagging each scanned byte between the beginning marker and a successive end malicious code marker,
  - continuing scanning until no further beginning malicious code marker is found,
- and
- creating a new data file by sequentially copying all non-flagged data bytes into a new file that forms a sanitized communication file;
- transferring the sanitized electronic communication to the non-quarantine sector of the memory; and
- deleting all data remaining in the quarantine sector.

## Alice事件の観点に基づくUSPTOの指示書

---

- Alice事件の分析の第一ステップに基づき、クレームは抽象概念でないため、クレームには特許適格性がある。
- クレームは、記憶部において受理コミュニケーションを物理的に隔離し、新データファイルにおいて洗浄済みコミュニケーションを作成するため、受理コミュニケーションから悪質なコードを抽出することに関するものである。これは、基本的な経済業務、人間活動の編成メソッド、概念そのもの(単独で)、もしくは数学的関係のような抽象概念、もしくは裁判所が抽象的であるとみなしたものに類似している概念について記載していない。
- ここでクレームに記載された発明は、コンピュータのウイルス、ワーム、他の悪質なコードの隔離と削除に関するものである。また、コンピュータ技術と密接に関連があり、裁判所が抽象的であるとみなした概念のタイプと異なる概念に関するものである。



## Alice事件の観点に基づくUSPTOの指示書

- 例 2 – (*DDR Holdings*事件に基づく)複合ウェブページを生成する電子商取引アウトソーシングシステム

19. A system useful in an outsource provider serving web pages offering commercial opportunities, the system comprising:

(a) a computer store containing data, for each of a plurality of first web pages, defining a plurality of visually perceptible elements, which visually perceptible elements correspond to the plurality of first web pages;

(i) wherein each of the first web pages belongs to one of a plurality of web page owners;

(ii) wherein each of the first web pages displays at least one active link associated with a commerce object associated with a buying opportunity of a selected one of a plurality of merchants; and

(iii) wherein the selected merchant, the outsource provider, and the owner of the first web page displaying the associated link are each third parties with respect to one other;

(b) a computer server at the outsource provider, which computer server is coupled to the computer store and programmed to:

(i) receive from the web browser of a computer user a signal indicating activation of one of the links displayed by one of the first web pages;

(ii) automatically identify as the source page the one of the first web pages on which the link has been activated;

(iii) in response to identification of the source page, automatically retrieve the stored data corresponding to the source page; and

(iv) using the data retrieved, automatically generate and transmit to the web browser a second web page that displays: (A) information associated with the commerce object associated with the link that has been activated, and (B) the plurality of visually perceptible elements visually corresponding to the source page.

## Alice事件の観点に基づくUSPTOの指示書

---

- Alice事件の分析の第一ステップに基づき、クレームは抽象概念でないため、またAlice事件の分析の第二ステップに基づき、クレームには抽象概念以上のものに著しく達する追加限定があるため、特許適格性がある。
- ステップ 1: クレームは、視覚的に認識できる特定の要素を有するソースウェブページと対応しているデータを使用して、リンクの起動に応答してウェブページを自動的に生成して送信することに関するものである。クレームには、数学的アルゴリズムが記載されておらず、基本的な経済業務もしくは長年に亘る商業業務も記載されていないが、インターネットに特有の経営課題(ウェブサイト訪問者の保持)が記載されている。クレームに記載された発明は、「インターネット創設以前の世界から周知であった何らかの商業業務の実施を記載して、それをインターネットで実行する要件を記載しているに過ぎないのではない。裁判所が過去に抽象的であったとしたものに類似している概念は、クレームには存在しない。」(これは、クレームが抽象概念に関するものであるかどうかについて判断することを拒否し、第二ステップについて直接説明したDDR事件における裁判所の分析と異なる。)



## Alice事件の観点に基づくUSPTOの指示書

---

- **ステップ 2:** クレームには、とりわけ(1) 多数のホストウェブサイトに対応する「視覚的に認識できる要素」をデータベースに記憶し、各々のホストウェブサイトが第三者の商人の商品もしくはサービスに関連付けした少なくとも1つのリンクを表示し、(2) ウェブサイト訪問者による本リンクの起動の際、ホストを自動的に認識し、(3) 第三者の商人の製品に関連付けられた内容を、認識されたホストウェブサイトからの記憶された「視覚的に認識できる要素」と合併するハイブリッドである新ウェブページを構成し、訪問者がその新ウェブページを閲覧できるように、「アウトソースプロバイダー」のインターネットウェブサーバーに指示するシステムが記載されている。

## Alice事件の観点に基づくUSPTOの指示書

---

- 例 3 – デジタル画像処理

3. A system for halftoning a gray scale image, comprising:

a processor that generates a blue noise mask by encoding changes in pixel values across a plurality of blue noise filtered dot profiles at varying gray levels;

a first memory for storing the blue noise mask; and

a second memory for storing a received gray scale image;

wherein the processor further compares, on a pixel-by-pixel basis, each pixel of the gray scale image to a threshold number in the corresponding position of the blue noise mask to produce a binary image array and converts the binary image array to a halftoned image.

## Alice事件の観点に基づくUSPTOの指示書

---

- Alice事件の分析の第一ステップに基づき、クレームは抽象概念であるが、Alice事件の分析の第二ステップに基づき、クレームは、(i) コンピュータそのものの機能における向上、および(ii) 他の技術/技術分野における向上を示しているため、クレームには抽象概念以上のものに著しく達する追加限定があるため、特許適格性がある。
- **ステップ 1:** クレームには、反復数学的関係を経て生成されるとして発明の背景に定義されているブルーノイズマスクの生成ステップが記載されている。数学的関係は、抽象概念のカテゴリーの1つである。
- **ステップ 2:** ブルーノイズマスク以外に記載されているステップでは、過去のマスクと比べて、メモリー削減を可能とするものである。それによって、過去の方法により起きたような最終画質を犠牲にすることなく、演算時間を以前より早くし、また改良されたデジタル画像を生成することにより、クレームに記載のコンピュータそのものの機能を向上させる。また、これらは、デジタル画像処理の技術における改良でもある。

# Alice事件の観点に基づくUSPTOの指示書

---

- 例 4 – GPSシステム

1. A system for calculating an absolute position of a GPS receiver and an absolute time of reception of satellite signals comprising:

a mobile device comprising a GPS receiver, a display, a microprocessor and a wireless communication transceiver coupled to the GPS receiver, the mobile device programmed to receive PN codes sent by a plurality of GPS satellites, calculate pseudo-ranges to the plurality of GPS satellites by averaging the received PN codes, and transmit the pseudo-ranges, and

a server comprising a central processing unit, a memory, a clock, and a server communication transceiver that receives pseudo-ranges from the wireless communication transceiver of the mobile device, the memory having location data stored therein for a plurality of wireless towers, and the central processing unit programmed to:

estimate a position of the GPS receiver based on location data for a wireless tower from the memory and time data from the clock,

calculate absolute time that the signals were sent from the GPS satellites using the pseudo-ranges from the mobile device and the position estimate,

create a mathematical model to calculate absolute position of the GPS receiver based on the pseudo-ranges and calculated absolute time,

calculate the absolute position of the GPS receiver using the mathematical model, and

transmit the absolute position of the GPS receiver to the mobile device, via the server communication transceiver, for visual representation on the display.

## Alice事件の観点に基づくUSPTOの指示書

---

- Alice事件の分析の第一ステップに基づき、クレームは抽象概念であるが、他の技術/技術分野における向上を示しているため、クレームには抽象概念以上のものに著しく達する追加限定があるため、特許適格性がある。
- **ステップ 1:** クレームには、(例えば、擬似範囲と絶対時間の計算、数学的モデル等の)数学的演算が記載されている。数学的關係は、抽象概念のカテゴリーの1つである。
- **ステップ 2:** 数学的計算の実行を一般目的のCPUに限定するだけでは、クレームに記載された司法例外を特許適格性のある発明に変換させるのに充分ではない。しかし、CPUの機能が携帯デバイスの特徴と共に検討される際、要素の組み合わせは、意味ある限定を課している。この意味ある限定とは、数学的演算が、弱信号環境への技術の有用性を拡大させるため、受信装置の信号獲得感度を向上させることにより、また携帯デバイスの表示上に位置情報を示すことにより、既存の技術(全地球測位)を向上させるために適用されることを指す。また、これらは、全地球測位の技術の向上でもある。



## Alice事件の観点に基づくUSPTOの指示書

---

- 例 5 – デジタル画像処理(*Digitech Image Tech*事件に基づく)

10. A method of generating a device profile that describes properties of a device in a digital image reproduction system for capturing, transforming or rendering an image, said method comprising:

generating first data for describing a device dependent transformation of color information content of the image to a device independent color space through use of measured chromatic stimuli and device response characteristic functions;

generating second data for describing a device dependent transformation of spatial information content of the image in said device independent color space through use of spatial stimuli and device response characteristic functions; and

combining said first and second data into the device profile.

- クレームは抽象概念に関するものであり、そのクレームには抽象概念そのもの以上のものに達することができるであろう追加要素が含まれていないため、特許適格性がない。

## Alice事件の観点に基づくUSPTOの指示書

---

- **ステップ 1:** データを集めて組み合わせることは、デバイスプロフィールの利用を制限することなく、デバイスプロフィールの形で追加情報を生成するように既存情報を処理するため、単に数学的な関係を使用しているにしか過ぎない。裁判所は、数学的関係を利用して情報を処理することは抽象概念であるとした。
- **ステップ 2:** クレームには、データを集めて組み合わせるという抽象概念を超えた追加要素が含まれていない。従って、クレームは、抽象概念そのもの以上のものに達することがない。

## Alice事件の観点に基づくUSPTOの指示書

---

- 例 6 –  
ビンゴゲーム(*Planet  
Bingo*事件に基づく)

Claim 1. A system for managing a game of Bingo which comprises:

- (a) a computer with a central processing unit (CPU) and with a memory and with a printer connected to the CPU;
- (b) an input and output terminal connected to the CPU and memory of the computer; and
- (c) a program in the computer enabling:
  - (i) input of at least two sets of Bingo numbers which are preselected by a player to be played in at least one selected game of Bingo in a future period of time;
  - (ii) storage of the sets of Bingo numbers which are preselected by the player as a group in the memory of the computer;
  - (iii) assignment by the computer of a player identifier unique to the player for the group having the sets of Bingo numbers which are preselected by the player wherein the player identifier is assigned to the group for multiple sessions of Bingo;
  - (iv) retrieval of the group using the player identifier;
  - (v) selection from the group by the player of at least one of the sets of Bingo numbers preselected by the player and stored in the memory of the computer as the group for play in a selected game of Bingo in a specific session of Bingo wherein a number of sets of Bingo numbers selected for play in the selected game of Bingo is less than a total number of sets of Bingo numbers in the group;
  - (vi) addition by the computer of a control number for each set of Bingo numbers selected for play in the selected game of Bingo;
  - (vii) output of a receipt with the control number, the set of Bingo numbers which is preselected and selected by the player, a price for the set of Bingo numbers which is preselected, a date of the game of Bingo and optionally a computer identification number; and
  - (viii) output for verification of a winning set of Bingo numbers by means of the control number which is input into the computer by a manager of the game of Bingo.



## Alice事件の観点に基づくUSPTOの指示書

- クレームは抽象概念に関するものであり、そのクレームには抽象概念以上のものに達することがない追加要素が含まれているため、特許適格性がない。
- **ステップ 1:** クレームには、例えば、2つのセットのビンゴの番号を入力および記憶することと、プレイヤーの特別識別名と制御番号とを指定することと、勝利を得るビンゴ番号のセットを証明することとを含むビンゴゲームの管理ステップを記載するプログラム要素(i)~(viii)が記載されている。ビンゴゲームの管理は、頭の中でもしくはコンピュータで行うことができ、人間活動を組織するようなものである。
- **ステップ 2:** クレームでは、CPU、メモリー、プリンター、入力・出力端子、プログラムを有するコンピュータの追加限定が要件となって記載されている。これらの一般コンピュータ構成要素は、ビンゴゲームの管理を可能とさせるプログラムを経てデータを記憶、検索、処理する基本的な機能を実行する。これらの限定は、コンピュータで抽象概念を実施させるという単なる指示に等しい。これは、抽象概念を特許適格性のある適用に変換させるのに充分ではない。

## Alice事件の観点に基づくUSPTOの指示書

---

- 例7 – 電子商業が取引実行保証をする(*BuySafe*事件に基づく)

1. A method, comprising:

receiving, by at least one computer application program running on a computer of a safe transaction service provider, a request from a first party for obtaining a transaction performance guaranty service with respect to an online commercial transaction following closing of the online commercial transaction;

processing, by at least one computer application program running on the safe transaction service provider computer, the request by underwriting the first party in order to provide the transaction performance guaranty service to the first party,

wherein the computer of the safe transaction service provider offers, via a computer network, the transaction performance guaranty service that binds a transaction performance guaranty to the online commercial transaction involving the first party to guarantee the performance of the first party following closing of the online commercial transaction.

- クレームは抽象概念に関するものであり、クレームには抽象概念以上のものに著しく達することがない追加限定があるため、特許適格性がない。

## Alice事件の観点に基づくUSPTOの指示書

---

- **ステップ 1:** 実施保証(契約)の要求を受理すること、実施保証を提示するため、引き受け業務により要求を処理すること、実施保証を提示することを含む契約作成ステップは、契約関係の作成を描写しているにしか過ぎない。これは、基本的な経済業務の抽象概念のカテゴリーに該当する。
- **ステップ 2:** クレームの抽象概念以外の限定には、コンピュータで実施するコンピュータ適用とコンピュータネットワークとが含まれている。これは、コンピュータとコンピュータネットワークとがそれぞれの基本的な機能を実行することの一般的な記載にしか過ぎないものであり、抽象概念そのものの以上のものに達することはない。

## Alice事件の観点に基づくUSPTOの指示書

- 例 8 – インターネット上での製品配布 (*Ultramercial*事件に基づく)

1. A method for distribution of products over the Internet via a facilitator, said method comprising the steps of:

a first step of receiving, from a content provider, media products that are covered by intellectual property rights protection and are available for purchase, wherein each said media product being comprised of at least one of text data, music data, and video data;

a second step of selecting a sponsor message to be associated with the media product, said sponsor message being selected from a plurality of sponsor messages, said second step including accessing an activity log to verify that the total number of times which the sponsor message has been previously presented is less than the number of transaction cycles contracted by the sponsor of the sponsor message;

a third step of providing the media product for sale at an Internet website;

a fourth step of restricting general public access to said media product;

a fifth step of offering to a consumer access to the media product without charge to the consumer on the precondition that the consumer views the sponsor message;

a sixth step of receiving from the consumer a request to view the sponsor message, wherein the consumer submits said request in response to being offered access to the media product;

a seventh step of, in response to receiving the request from the consumer, facilitating the display of a sponsor message to the consumer;

an eighth step of, if the sponsor message is not an interactive message, allowing said consumer access to said media product after said step of facilitating the display of said sponsor message;

a ninth step of, if the sponsor message is an interactive message, presenting at least one query to the consumer and allowing said consumer access to said media product after receiving a response to said at least one query;

a tenth step of recording the transaction event to the activity log, said tenth step including updating the total number of times the sponsor message has been presented; and

an eleventh step of receiving payment from the sponsor of the sponsor message displayed.

## Alice事件の観点に基づくUSPTOの指示書

---

- クレームは抽象概念に関するものであり、そのクレームには抽象概念以上のものに達することがない追加要素が含まれているため、特許適格性がない。
- ステップ 1: クレームには、交換物もしくは通貨として宣伝を利用する概念が記載されている。この概念は、裁判所が抽象概念とした(例えば、*Bilski*事件におけるヘッジング等の)商業業務についての人間活動に関する概念と類似している。
- ステップ 2: 活動ログへのアクセスとその更新、顧客による宣伝閲覧を可能とする要求の義務付け、一般アクセスの制限、情報送信媒体としてのインターネットの利用のような追加限定は、個々にもしくは併せて考慮しても、宣伝を交換物もしくは通貨として使用する概念を実施することにおいて必要であり型どおりの些細な解決前/解決後の活動であり、宣伝を交換物もしくは通貨として使用するという抽象概念以上のものを追加していない。



## 提案

---

- 新規的メソッドステップもしくはメソッドステップの組み合わせに焦点を当てる—これは、例えば、技術分野における向上を示すのに重要である(*Alice*事件のステップ2);
- メソッドの一部が抽象概念に基づく可能性はあるが、コンピュータで過去に実施されていない場合、コンピュータの詳細、もしくはメソッドを向上させるもしくはコンピュータそのものを向上させるクレームに記載されたステップに焦点を当てる;
- 技術プロセスのどこからもしくはどのようにして入力データが派生しているか、もしくは出力データが利用されているかについての詳細に焦点を当てる;

## 提案

---

- クレームに適格性がある理由を説明する際、そのクレームと、最高裁判所の事件(すなわち、*Diehr* 事件)、連邦巡回の事件(すなわち、*DDR Holdings* 事件)、USPTOの例からの例1～例4の対象クレームとを比較検討する。(弊所にて今まで成功を見てきた戦略である。)

ご質問はありませんか